

_____年____月____日

愛知県知事 殿

氏名又は名称 _____

代表者の氏名
(法人の場合) _____

登録番号 _____

旅行業約款変更認可申請書

このたび、当社が_____年____月____日付けで認可を受けた旅行業約款を変更致したく、旅行業法第12条の2第1項の規定により、認可を申請致します。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地

氏名又は名称 _____

住所又は所在地 _____

2. 登録番号

愛知県知事登録 第_____ - _____号

3. 申請の理由

募集型企画旅行契約に利用する旅行会社の課す取消料、違約料等の合計額が標準旅行業約款に定める取消料の限度を超える場合に、航空会社が課す取消料、違約料等の合計額の範囲内の金額を旅行契約に係る取消料として旅行者に請求することができる規定を新設するため。

4. 認可申請に係る旅行業約款

「認可を希望する旅行業約款（案）」（別紙1-1）のとおり

5. 実施予定日

愛知県知事の認可を受けた日から

6. 添付

(1) 認可を希望する旅行業約款（案）（別紙1-1）

(2) 当社の旅行業約款との対照表（第十六条第一項）（別紙1-2）

(3) 宣誓書（別紙1-3）

認可を希望する旅行業約款（案）

1. 当社の旅行業約款の「募集型企画旅行契約の部」の別表第一をつぎのとおりに変更する（下線部が変更及び追加箇所）。

別表第一 取消料（第十六条第一項関係）一

国内旅行に係る取消料

区分	取消料
(一) 次項及び第三項以外の募集型企画旅行契約	
(略)	(略)
<u>(二) 航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といいます。）及び金額を明示したもの（次項に掲げる旅行契約を除く。）</u>	

<p>イ 旅行契約締結後に解除する場合（ロからへまでに掲げる場合を除く。）</p> <p>ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）</p> <p>ハ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目（日帰り旅行にあっては十日目）に当たる日以降に解除する場合（二からへまでに掲げる場合を除く。）</p> <p>二 旅行開始日の前日に解除する場合</p> <p>ホ 旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く。）</p> <p>へ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</p>	<p>旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消手数料等の額（以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。）</p> <p>以内</p> <p>旅行代金の 20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p> <p>旅行代金の 30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p> <p>旅行代金の 40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p> <p>旅行代金の 50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</p> <p>旅行代金の 100%以内</p>
<p>（三）貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約</p>	<p>（略）</p>
<p>備考（一）（略）</p> <p>（二）（略）</p> <p>（三）<u>第二項の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払うべき航空券等取消料が生じなかったときは、旅行契約解除時の航空券取消料等の額は無料として扱い、航空会社により航空券取消料等が減額されたときは、当該減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時の航空券取消料等の額として扱います。</u></p>	

2. 上記1. 以外は当社の旅行業約款と同一の内容である。

以上

当社の旅行業約款との対照表
 (募集型企画旅行の部 別表第一)

認可を希望する旅行業約款 (案) (募集型企画旅行契約の部)		当社の旅行業約款 (募集型企画旅行契約の部)	
募集型企画旅行契約の部 別表第一 取消料 (第十六条第一項関係) 一 国内旅行に係る取消料		募集型企画旅行契約の部 別表第一 取消料 (第十六条第一項関係) 一 国内旅行に係る取消料	
区分	取消料	区分	取消料
(一) 次項及び第三項以外の募集型企画旅行契約		(一) 次項及び第三項以外の募集型企画旅行契約	

<p>イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあつては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）</p>	<p>旅行代金の 20% 以内</p>	<p>イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあつては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）</p>	<p>旅行代金の 20% 以内</p>
<p>ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目（日帰り旅行にあつては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）</p>	<p>旅行代金の 30% 以内</p>	<p>ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目（日帰り旅行にあつては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからホまでに掲げる場合を除く。）</p>	<p>旅行代金の 30% 以内</p>
<p>ハ 旅行開始日の前日に解除する場合</p>	<p>旅行代金の 40% 以内</p>	<p>ハ 旅行開始日の前日に解除する場合</p>	<p>旅行代金の 40% 以内</p>
<p>ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）</p>	<p>100%以内</p>	<p>ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）</p>	<p>100%以内</p>
<p>ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</p>	<p>50% 以上の</p>	<p>ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</p>	<p>50% 以上の</p>

<p><u>（二）航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であつて、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称、並びに当該航空券に関して航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料その他の航空運送契約の解除に要する費用</u></p> <p><u>（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の条件（以下「航空券取消条件」といいます。）及び金額を明示したもの（次項に掲げる旅行契約を除く。）</u></p>		
---	--	--

<p>イ <u>旅行契約締結後に解除する場合（ロからへまでに掲げる場合を除く。）</u></p>	<p><u>旅行契約を解除した時点において航空券取消条件を適用した場合の航空券取消手数料等の</u></p>		
<p>ロ <u>旅行開始日の前日から起算してさかのぼって二十日目（日帰り旅行にあつては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ハからへまでに掲げる場合を除く。）</u></p>	<p><u>額（以下「旅行契約解除時の航空券取消料等」といいます。）以内</u></p>		
<p>ハ <u>旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目（日帰り旅行にあつては十日目）に当たる日以降に解除する場合（ニからへまでに掲げる場合を除く。）</u></p>	<p><u>旅行代金の 20%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</u></p>		
<p>ニ <u>旅行開始日の前日に解除する場合</u></p>	<p><u>旅行代金の 30%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</u></p>		
<p>ホ <u>旅行開始当日に解除する場合（へに掲げる場合を除く。）</u></p>	<p><u>旅行代金の 40%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれ</u></p>		
<p>へ <u>旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合</u></p>	<p><u>れか大きい額以内</u> <u>旅行代金の 50%又は旅行契約解除時の航空券取消料等とのいずれか大きい額以内</u> <u>旅行代金の 100%以内</u></p>		

_____年__月__日

宣 誓 書

愛 知 県 知 事 殿

氏名又は名称 _____

代表者の氏名

(法人の場合) _____

登 録 番 号 _____

このたび、募集型企画旅行において利用する航空運賃（PEX 運賃等〔航空会社がウェブサイト等で広く消費者向けに販売する航空券にかかる航空運賃・料金をいいます。以下同様。〕によるもので、国内を発地又は着地とするものに限ります。）に関し、航空会社が当社（または委託旅行業者）に課す取消料、違約料等（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の合計額の範囲内の金額を取消料として旅行者に請求することができる規定を追加するため、当社旅行業約款を変更致したく、旅行業法第 12 条の 2 第 1 項の規定により認可の申請をするに際し、次の事項を遵守することを宣誓致します。

記

1. 取引条件説明書面に次の事項を記載すること。
 - ① PEX 運賃等による航空運送を利用する旨
 - ② 利用する航空会社名及び利用する運賃の種別
 - ③ 上記①の航空運送に係る航空券取消料等の合計額
 - ④ 募集型企画旅行契約の取消料の額について、上記③の航空券取消料等の合計額が標準旅行業約款に規定する取消料の額を超えるときは、当該航空券取消料の合計額の範囲内の金額を取消料とする旨
 - ⑤ 上記①の航空運送に係る取消条件を旅行者が確認する方法
 - ⑥ 旅行保険（旅行変更費用担保特約）への加入を勧める旨（保険が商品化されたとき）
 - ⑦ 上記①について、ツアー募集パンフレットに記載するにあたり、枠取りのうえ文字ポイント数を大きめにするなど他の記載事項とは区別して目立つ表示とすること。
2. 旅行社への取引条件の説明にあたり、上記 1. の各事項の説明を徹底すること。
3. 旅行業法第 14 条の 2 の規定により、受託旅行業者及び受託旅行業者代理業者において旅行社への取引条件の説明を行う場合においても、上記 1. の各事項の説明を徹底させること。

以上